



2026 年 10 月 29 日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 27 番 5 号
会 社 名 株式会社 出前館
代表者名 代表取締役社長 矢野 哲
(コード番号：2484 東京証券取引所スタンダード市場)
問い合わせ先 財務経理グループ
TEL:03-6699-0800
URL:<https://corporate.demae-can.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条（取締役会の決議の省略）に基づき、「定款一部変更の件」を 2026 年 11 月 26 日開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と機動的な業務執行により、経営の効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 当社が対外的に使用している英文表記との統一を図るため、第 1 条（商号）に定める英文商号を変更するものであります。

(3) 上記変更に伴う条数等の変更及び一部字句の整理を行うとともに、定款全体の表記の統一を図るため、各条文の見出しに用いている隅付き括弧【 】を丸括弧（ ）に変更するほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026 年 11 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	2026 年 11 月 26 日（予定）

以 上

別紙（定款変更の内容）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 【商号】 第 1 条 当社は、株式会社出前館と称し、英文ではDEMAE-CAN CO., LTDと表示する。 第 2 条～第 3 条 （条文省略） 【機関】 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第 5 条 （条文省略） 第 2 章 株 式 第 6 条～第 11 条 （条文省略） 第 3 章 株主総会 第 12 条 （条文省略） 【定時株主総会の基準日】 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準は、毎年 8 月 31 日とする。 第 14 条～第 17 条 （条文省略） 第 4 章 取締役及び取締役会 【取締役の員数】 第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。 （新設） 【取締役の選任方法】 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 （2） ～ （3） （条文省略） 【取締役の任期】 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 （2） 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 （新設）	第 1 章 総 則 （商号） 第 1 条 当社は、株式会社出前館と称し、英文ではDemae-can Co., Ltd.と表示する。 第 2 条～第 3 条 （現行どおり） （機関） 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 （削除） 第 5 条 （現行どおり） 第 2 章 株 式 第 6 条～第 11 条 （現行どおり） 第 3 章 株主総会 第 12 条 （現行どおり） （定時株主総会の基準日） 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。 第 14 条～第 17 条 （現行どおり） 第 4 章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。 （2） 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。 （取締役の選任方法） 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 （2） ～ （3） （現行どおり） （取締役の任期） 第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削除） （2） 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	
【代表取締役及び役付取締役】 第21条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 (2) 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条 (条文省略) 【取締役会の招集手続き】 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 【取締役会の決議の省略】 第24条 当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (新設) 【報酬等】 第25条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。 第26条～第27条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会	(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 (2) 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集手続き) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第24条 当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。 第27条～第28条 (現行どおり) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
【監査役の員数】 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
【監査役の選任方法】 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
【監査役の任期】 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
【常勤の監査役】 第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	(削除)
【監査役会の招集手続き】 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
【報酬等】 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(削除)
【監査役の責任免除】 第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 (2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。	(削除)
【監査役会規程】 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、必要があると認めたときは、その決議により、監査等委員の

現 行 定 款	変 更 案
	<u>中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集手続き) <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規則) <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条 当社は、第27期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</u>

(注) 各条文の見出しに用いている隅付き括弧【 】を丸括弧（ ）に統一する変更については、表記上の変更であるため、新旧対照表における個別の記載を省略しております。